申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	行政財産の使用許可
処 分 権 者	町長
根拠規定	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

<審査基準/標準処理期間>

基準	規定	美郷町財務規則第 183 条、第 184 条
審査	基準	■設定 □未設定

1. 使用許可の範囲

美郷町財務規則第183条第1項の規定により、次の基準に該当する場合に使用を許可することができる。

- (1) 職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店その他厚生施設の用に供する場合
- (2) 学術調査、研究、体育活動その他の公益目的のために行われる講演会、研究会、運動会等の用に短期間供する場合
- (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若し くは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合

2. その他

使用の許可に当たっては、次に掲げる事項に留意を要する。

- (1) 行政財産は、町自ら公用又は公共の用に供することを本来の目的とするものであり、みだりに用途又は目的外の使用を許可するものではない。
- (2) 使用許可の範囲は必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させるよう 努めることとし、使用期間の満了等によりその使用を終了させた場合には、容 易に原状回復ができる状態で使用することを原則とする。
- (3) 建物の所有を目的に土地の使用を許可する場合又は独立した施設若しくは 分離独立させることができる施設の全部若しくは大部分の使用を許可する場 合においては、使用の態様により、普通財産として貸し付けることが適当と認 められることがある。

○美郷町財務規則

(行政財産の使用許可)

- 第183条 法第238条の4第4項の規定により、行政財産の使用を許可することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。
 - (1) 職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店その他厚生施設の用に供する場合
 - (2) 学術調査、研究、体育活動その他の公益目的のために行われる講演会、研究会、運動会等の用に短期間供する場合
 - (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若し くは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合
 - (4) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合
- 2 行政財産の使用許可の期間は、原則として1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。

(使用許可の手続)

- 第 184 条 財産管理者(教育財産の財産管理者を除く。本条において同じ。)は、 行政財産の使用許可を受けようとする者があるときは、その者から行政財産使 用許可申請書(様式第 86 号)を提出させなければならない。
- 2 財産管理者は、前項の規定による申請を受け、これを許可すべきものと認める ときは、行政財産使用許可決議書(様式第87号)に関係図面を添えて、町長の 決定を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、許可期間が3日以内の行政財産の使用許可については、財産管理者においてその決定をすることができる。
- 4 財産管理者は、行政財産の使用許可が決定されたときは、行政財産使用許可書 (様式第88号)を申請者に交付しなければならない。

参え	考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定	
	30 日	
備		
	考	
設	定 日	平成 27 年 10 月 31 日